

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成30年度第1回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成30年6月14日(木)に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会 (概要)

① 開催日及び場所 平成30年6月14日(木) 国立がん研究センター第5会議室

② 出席者

- ・委員(敬称略) 小野 高史(監事 ※委員会委員長)
増田 正志(監事)
長崎 武彦(公認会計士)
加藤 一郎(弁護士)
小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
松井 正樹(監査専門職 ※委員会事務局)
- ・契約担当者 総務部長、財務経理部長、事務部長、財務経理課長、調達企画室長、
経理室長

③ 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成29年度に、平成19年度を平成28年度にそれぞれ読み換えるものとする)

④ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を平成30年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 平成29年度第4回契約監視委員会（3月13日）における指摘事項の確認
事前提出資料により、改善要求事項12件について確認した。

【指摘事項】

- ① 予定価格対契約額100%に対する改善進捗状況を確認。特に研究費にかかる案件において100%が多く存在するので、契約審査委員会での審査方法を見直し、具体的な対策を実施すること。今後もこの四半期毎の表を前年度と比較ができるよう整理して、改善の進捗状況を報告すること。
- ② 随意契約リストへの付議漏れを防ぐ為、今後も契約審査委員会リストとの照合を確実に実施すること。
- ③ 一者応札の改善について、仕様書の見直し、業務等準備期間の確保及び、公告期間の改善は、「契約予定一覧表」により適切な準備期間の管理を行い改善すること。
(前回の「一者応札・応募等事案のフォローアップ票」に、具体的な改善策を記載し、再度提出すること。)

- 2) 平成29年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約50件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 15件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 8件
- ・ 研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。 15件
- ・ 競争に付することが不利となる工事。 4件
- ・ 緊急の必要により競争に付することができない修理。 1件
- ・ 法令等により相手が特定されるもの。 1件
- ・ 一社専売により相手が特定されるもの。 6件

【指摘事項】

- ① 随意契約理由書と証明書の内容に一部齟齬が見受けられるので、きちんと精査すること。
- ② 競争に付することが不利とした案件について、その理由が明確でないものが見受けられるので、きちんと整理すること。
- ③ 随意契約の適用条項が、随意契約理由や実際の契約内容と一致しないものが見受けられるので、改善すること。
- ④ 前年度契約額と今年度契約額に増減があるものについて、その理由が不明なものが見受けられるので、きちんと明確にすること。
- ⑤ 随意契約リストの記載漏れ、誤り等が散見される。内容をよく確認のうえ提出すること。

- 3) 平成30年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約113件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 34件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 13件
- ・ 研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。 54件
- ・ 法令等により相手が特定されるもの。 5件

- ・ 一社専売により相手が特定されるもの。 6件
- ・ 税務関連業務委託（高度な知識・経験を要するもの） 1件

【指摘事項】

なし。

4) 平成 29 年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約 22 件について確認した。

【指摘事項】

なし。

5) 平成 30 年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約 20 件について確認した。

【指摘事項】

なし。

6) 一者応札・応募等事案のフォローアップ票（新規該当事案）の確認

以下の内容を再度整理して提出すること。

- ① 改善取組内容の「⑥業者等からの聴き取り」について、受領まで至らなかった理由を具体的に記載すること。
- ② 他に参入可能な業者があるのかを確認し、改善できる方法は全て行ったといえるのかを明確にして「講ずることとした措置」欄に記載すること。

7) 平成 29 年度契約審査委員会の審議状況について

事前提出資料により、平成29年度第11回～平成30年度第1回契約審査委員会の内容を確認した。

【指摘事項】

なし。

8) 業者支払い状況について

平成 30 年 1 月～3 月における支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 85.8%）の状況について確認した。

【指摘事項】

なし。

以 上